

## 平成30年第12回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年12月26日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成30年第12回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 7号 栗原農業振興地域整備計画の変更について

### 1 出席委員 (24名)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、       | 2番 大黒 昭夫 委員、   |
| 3番 阿部 一信 委員、       | 4番 吉田 優俊 委員、   |
| 5番 岩淵 敬一 委員、       | 6番 佐竹 きみ子 委員、  |
| 7番 狩野 善典 委員、       | 8番 大場 裕之 委員、   |
| 9番 曾根 金雄 委員、       | 10番 千葉 優子 委員、  |
| 11番 鈴木 春江 委員、      | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、      | 14番 多田 仁一 委員、  |
| 15番 佐々木 吉司 委員、     | 16番 菅原 英俊 委員、  |
| 17番 岩淵 弘 委員、       | 18番 佐々木 弘 委員、  |
| 19番 佐藤 勝 委員、       | 20番 狩野 和義 委員、  |
| 21番 秋山 憲義 委員、      | 22番 米山 嘉彦 委員   |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木 康則 会長   |

### 2 欠席委員 (0名)

### 3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭 仁
事務局長補佐	阿 部	泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺	崇
農地農政係 主査	菅 原	賢 一
農地農政係 主事	千 葉	和 哉

( 午後1時30分 開会)

#### 議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。  
只今から、平成30年第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長 (会長)

ただいまの出席委員は23名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長 (会長)

遅刻の通告があいませう。  
議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため遅刻する旨の通告があります。

#### 議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

### 議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号 16番 菅原 英俊 委員、  
議席番号 17番 岩淵 弘 委員の両名を指名いたします。

### 議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

### 議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

### 事務局長

11月29日から12月26日までの事務・事業結果並びに12月27日から翌年1月29日までの事務・事業予定について、報告。

### 議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

### 議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から4番までの4案件、

第2区の番号5番から10番までの6案件、  
第3区の番号11番から13番までの3案件、  
併せて、13案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田8筆 14, 587㎡、新たな賃貸借権設定を行うための、農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田4筆 5, 171㎡、売買を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田2筆 1, 212㎡、

番号4番は、瀬峰地区の田4筆 2, 950㎡、

いずれも、自作を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

第2区の番号5番は、若柳地区の田2筆 2, 573㎡、

番号6番は、若柳地区の田1筆 1, 483㎡、

いずれも、自作を行うための、農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号7番は、若柳地区の田2筆 4, 472㎡、

番号8番は、若柳地区の田6筆 14, 401㎡、

いずれも、売買を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号9番は、志波姫地区の田6筆 9, 803㎡、自作を行うための、農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号10番は、志波姫地区の田6筆 5, 411㎡、自作を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号11番は、栗駒地区の田1筆 4, 702㎡、売買を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号12番は、鶯沢地区の田2筆 3, 887㎡、自作を行うための、農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件

番号13番は、鶯沢地区の田12筆 8, 024㎡、売買を行うための、基盤法の賃貸借権設定解約の1案件

以上、13案件を説明報告。

## 議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長（会長）

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。  
第1区の番号1番及び2番の2案件、  
第2区の番号3番及び4番の2案件、  
併せて、4案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田19筆 41,421㎡、畑7筆 18,310㎡、  
合計 59,731㎡、  
番号2番は、築館地区の田2筆 6,054㎡（持分2分の1）、  
いずれも関連案件で、農業後継者へ贈与を行うための、親子間による農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件、  
第2区の番号3番は、若柳地区の田19筆 13,543㎡、新たに賃貸借権設定を行うための、親子間による農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件  
番号4番は、若柳地区の田1筆 330㎡、畑2筆 416㎡、合計 746㎡、農業後継者へ贈与を行うための、親子間による農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件  
以上、4案件を説明報告

## 議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長（会長）

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から10番までの10案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 56㎡、耕作不便のための、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、  
番号2番は、築館地区の田7筆 9,047㎡、畑1筆 7,768㎡、合計 16,815㎡、  
番号3番は、築館地区の田24筆 47,617㎡、畑8筆 18,381㎡、合計 65,998㎡、  
番号4番は、築館地区の田2筆 6,054㎡（持分2分の1）、

番号3番と4番は関連案件で、いずれも、農業後継者へ経営継承するための、親子間に所有権移転贈与の3案件、

番号5番は、一迫地区の田1筆 367㎡、畑1筆 436㎡、合計 803㎡、遠隔地居住にて耕作管理が困難なための、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号6番は、一迫地区の田1筆 635㎡、耕作不便のための、相手方の要望による親戚への所有権移転贈与の1案件

番号7番は、瀬峰地区の畑1筆 536㎡、耕作利便を図るための、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号8番は、瀬峰地区の田3筆 6,338㎡、

番号9番は、瀬峰地区の田24筆 73,508.51㎡、畑12筆 68,243.53㎡、合計 141,752.04㎡、

関連案件で、いずれも、農業後継者へ経営継承するための、家族間による所有権移転贈与と使用貸借権設定の2案件、

番号10番は、瀬峰地区の田38筆 33,158㎡、畑6筆 7,666㎡、合計 40,824㎡、経営継承者（長男）死亡のための、新たな農業後継者（次男）による使用貸借権設定の1案件、

以上、10案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、去る12月20日、議席番号1番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

### 佐々木 栄夫 推進委員

議案第1号については、築館総合支所で机上調査を行ってまいりました。

番号1番から10番までの詳細については、事務局から説明あったとおりであり、耕作不便や相手方の要望による売買、高齢による親子・孫への経営継承の贈与や使用貸借権設定となっており、許可にあたっては、審査基準要件である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号11番から26番までの16案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の畑5筆 1, 959㎡、労力不足のための、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号12番は、若柳地区の田1筆 330㎡、畑2筆 416㎡、合計 746㎡、農業後継者へ経営継承するための、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、若柳地区の田4筆 3,004㎡、畑2筆 1,143㎡、合計 4,147㎡、労力不足のための、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号14番は、若柳地区の田1筆 1,004㎡、

番号15番は、若柳地区の田1筆 3,515㎡、

いずれも、耕作利便を図るための、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号16番は、若柳地区の田19筆 13,543㎡、労働力不足のための、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号17番は、若柳地区の田48筆 31,423㎡、農業者年金継続受給のための、親子間による使用貸借権設定の1案件、

番号18番は、金成地区の田11筆 9,695㎡、労力不足のための、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号19番は、金成地区の畑2筆 20,799㎡、

番号20番は、金成地区の畑1筆 8,197㎡、

番号21番は、金成地区の畑2筆 40,433㎡、

番号22番は、金成地区の畑1筆 15,000㎡、

番号23番は、金成地区の畑1筆 16,343㎡、

番号24番は、金成地区の畑2筆 40,266㎡、

いずれも、経営規模拡大のための、相手方の要望による賃貸借権設定の6案件、

番号25番は、金成地区の田3筆 23,170㎡、畑2筆 2,321㎡、合計 25,491㎡、農業者年金継続受給のための、親子間による使用貸借権設定の1案件、

番号26番は、志波姫地区の田37筆 44,535㎡、労力不足のための、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

以上、16案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、去る12月21日、議席番号18番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 千葉 和恵 委員及び 上山 喜志雄 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

## 上山 喜志雄 推進委員

農地法第3条の許可については、志波姫総合支所において机上調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

若柳地区7件、金成地区8件、志波姫地区1件、合計16件については、売買1件、贈与1件、使用貸借権2件、残り全てが賃貸借権設定の案件であり、事務局の説明では、労力不足や経営規模拡大によるものとのことであり、特に問題ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号27番から30番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号27番は、栗駒地区の田19筆 22, 167.82㎡、畑5筆 1, 670㎡、合計 23, 837.82㎡、農業後継者へ経営継承するための、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号28番は、栗駒地区の田4筆 7, 177㎡、労力不足のための、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号29番は、栗駒地区の畑1筆 328㎡、農業者年金継続受給のための、親子間による使用貸借権設定の1案件、

番号30番は、鶯沢地区の田7筆 6, 029㎡、労力不足のための、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、去る12月21日、議席番号16番 菅原 英俊 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員 及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

### 佐藤 東一 推進委員

農地法第3条許可申請について、栗駒総合支所で書類審査を行ってまいりました。

番号27番は親子間による贈与、番号28番は労力不足による賃貸借、番号29番は農業者年金受給による使用貸借、番号30番は労力不足による賃貸借であり、許可にあたっては、審査基準要件である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題ないものと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から30番までの30案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から30番までの30案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

### 議長（会長）

日程第7、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の田1筆 268㎡、

番号2番は、栗駒地区の田2筆 323㎡、

関連案件で、いずれも、居宅建築のため、昭和57年9月に転用許可を受けたが、居宅を建設せずに、平成27年に番号1番と2番を一体利用し、太陽光発電施設を設置していたため、許可権限者である宮城県と協議し、始末書の提出をいただいた上で、計画変更申請があった旨の2案件を説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

## 佐藤 憲一 推進委員

農地転用事業計画変更について、現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明あったとおり、既に太陽光発電設備が設置されている案件であり、私も平成27年当時、申請人本人に許可を取っているのか聞いたときには、許可を取っているとこのことで、昭和57年許可で建設可能と勘違いしていたようであります。今回の申請は、法務局へ登記する上で発覚した案件であり、申請人本人から始末書の提出をいただいた上での変更申請となっております。ご審議の程、よろしく願います。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

## 議長（会長）

はい5番、岩淵 敬一 委員。

## 5番 岩淵 敬一 委員

1点確認します。もう既に、太陽光発電設備が完成している案件で、法務局へ登記する上で発覚した案件であるのか、再度確認します。

## 議長（会長）

事務局説明。

## 事務局

現地確認調査報告でもあったように、平成27年度に完成している施設で、昭和57年度に転用許可を取ってあったことから太陽光発電設備を設置したとのことであります。今回は、法務局へ登記申請した際に発覚し、相談があったもので、県との協議の上、事業目的が異なるため、始末書添付の上、今回の申請となった案件であります。

## 議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

はい1番、三浦 正勝 委員。

## 1番 三浦 正勝 委員

昭和57年に住宅を建築する目的で転用許可を受けた後、事業の着手や完成等の届出等はなかったのか。さらに、平成27年度に太陽光発電設備を設置する際などに、相談はなかったのか。農業委員会としてもその辺のフォローというか事後確認が必要ではないか。

## 議長（会長）

事務局説明。

## 事務局

昭和57年の許可決定後のフォローについては、合併前の旧町で行われていたと思いますが、合併後の引継事項には関連する部分が無く、当農業委員会としても把握していなかった案件であります。合併後は、転用許可を行った後には、着手や完成等の報告を受け、事実関係を確認しながら、また、事業計画に変更等があった場合や事業を取りやめた場合には、事業計画変更申請書や許可返納届の提出をいただき、事後確認を行いながら事務処理しているところであります。

## 議長（会長）

ここで、暫時休憩します。

## 議長（会長）

休憩をとり、会議を再開します。

他に質問ありませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長（会長）

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 2, 260㎡の内1, 066.50㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、宅地に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田2筆 1, 838㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 三浦 正勝 委員から報告願います。

## 1番 三浦 正勝 委員

只今、事務局から説明あったとおりではありますが、12月20日に書類審査及び現地確

認調査を行いました。

番号1番は、現地を見ますと、住宅地に介在する第2種農地の畑であり、現在はパイプハウスと野菜を作付けしておりました。許可にあたっては、転用に必要な最小面積であることや周辺住宅、周辺農地に与える影響は無いこと、さらには、文化財協議も調っているとのことでありますので、特に問題は無いものと判断しました。

番号2番は、現地を見ますと、転作田で牧草が作付けされている山林に囲まれた第2種農地でありました。許可にあたっては、他の農地に与える影響はないものと確認してまいりました。

以上、2案件について報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑1筆 399㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、貸駐車場及び利用者用駐輪場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内に存する第3種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

### 千葉 和恵 推進委員

農地法第5条許可申請について、12月21日に現地確認調査を行ってきました。

詳細については、事務局から説明あったとおり、農地区分は第3種農地で、廻りは住宅やアパートが建ち並んでいる地域であります。許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号4番は、先に審議した、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の関連案件で、新たな権利異動が生じるための申請であり、栗駒地区の田2筆 323㎡を所有権移転贈与により弟から贈与を受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

### 佐藤 憲一 推進委員

農地法第5条許可についてであります。本件は、先ほど農地転用事業計画変更承認申請で審議した関連案件で、弟から兄へと兄弟間の贈与を伴うことからの申請となっております。事業計画については、先ほどの説明したとおりでありますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長（会長）**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

**議長（会長）**

ここで、午後 2時45分まで休憩といたします。

（休憩 午後 2時30分から 2時42分まで）

**議長（会長）**

それでは、休憩を解き、会議を再開します。（午後 2時42分）

**議長（会長）**

日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

議席番号8番 大場 裕之 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長（会長）**

暫時休憩します。（午後 2時43分）（ 8番 大場 裕之 委員 退席）

**議長（会長）**

会議を再開します。（午後 2時43分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 3, 070㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

#### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

#### 議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号8番 大場 裕之 委員の入場を許可します。

#### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時45）

#### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時45分）

次に、第2区の番号26番の1案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長（会長）**

暫時休憩します。（午後 2時45分）（ 19番 佐藤 勝 委員 退席）

**議長（会長）**

会議を再開します。（午後 2時45分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号26番は、金成地区の田2筆 1, 087㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長（会長）**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長（会長）**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号26番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号26番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長（会長）**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

**議長（会長）**

暫時休憩します。（午後 2時46分）

### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時47分）

次に、第3区の番号31番、番号42番及び43番の3案件を審議します。

議席番号15番 佐々木 吉司 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時47分）（ 15番 佐々木 吉司 委員 退席）

### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時47分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号31番は、栗駒地区の田2筆 2, 657㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号42番は、栗駒地区の田1筆 1, 503㎡、

番号43番は、栗駒地区の田8筆 4, 223㎡、

いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、3案件を説明。

### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号31番、番号42番及び43番の3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号31番、番号4

2番及び43番の3案件は、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

### 議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号15番 佐々木 吉司 委員の入場を許可します。

### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時49分）

### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時49分）

次に、第1区の番号2番から15番までの14案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

### 事務局

第1区の番号2番は、築館地区の田8筆 9, 875㎡、農地中間管理機構による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、高清水地区の田9筆 8, 177㎡、

番号4番は、高清水地区の畑1筆 4, 080㎡、

いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号5番は、高清水地区の畑2筆 2, 444㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号6番は、一迫地区の田4筆 5, 171㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号7番は、一迫地区の田17筆 13, 837㎡、

番号8番は、一迫地区の田2筆 6, 674㎡、

いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号9番は、一迫地区の田4筆 6, 440㎡、

番号10番は、一迫地区の田1筆 1, 226㎡、

番号11番は、一迫地区の田1筆 377㎡、

番号12番は、一迫地区の田3筆 3, 807㎡、

いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号13番は、一迫地区の田13筆 22, 681㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号14番は、瀬峰地区の田3筆 1, 489㎡、

番号15番は、瀬峰地区の田4筆 3, 197㎡、

いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、14案件を説明。

### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号16番から25番までの10案件、番号27番から29番までの3案件、併せて13案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

### 事務局

第2区の番号16番は、若柳地区の田1筆 2,065㎡、

番号17番は、若柳地区の田1筆 527㎡、

番号18番は、若柳地区の田3筆 12,139㎡、

番号19番は、若柳地区の田1筆 2,015㎡、

番号20番は、若柳地区の田2筆 4,472㎡、

番号21番は、若柳地区の田13筆 11,060㎡、

いずれも、所有権移転売買である旨の6案件、

番号22番は、若柳地区の田6筆 4,797㎡、

番号23番は、若柳地区の田6筆 4,741㎡、

いずれも、関連案件で所有権移転交換である旨の2案件、

番号24番は、若柳地区の田3筆 10,685㎡、

番号25番は、若柳地区の田4筆 14,430㎡、

いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号27番は、金成地区の田21筆 26,649㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号28番は、金成地区の田4筆 4,714㎡、畑1筆 170㎡、合計 4,884㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号29番は、志波姫地区の田1筆 2,007㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、13案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号30番の1案件、番号32番から41番までの10案件、番号44番から46番までの3案件、併せて14案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第3区の番号30番は、栗駒地区の田1筆 4, 702㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号32番は、栗駒地区の田1筆 2, 455㎡、

番号33番は、栗駒地区の田2筆 598㎡、

番号34番は、栗駒地区の田1筆 850㎡、

番号35番は、栗駒地区の田5筆 11, 423㎡、

番号36番は、栗駒地区の田5筆 6, 987㎡、

番号37番は、栗駒地区の田4筆 12, 170㎡、

番号38番は、栗駒地区の田2筆 835㎡、

番号39番は、栗駒地区の田8筆 13, 832㎡、

番号40番は、栗駒地区の田5筆 8, 376㎡、

いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、

番号41番は、栗駒地区の田23筆 23, 655㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号44番は、栗駒地区の田8筆 11, 126㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件

番号45番は、鶯沢地区の田3筆 3, 906㎡、

番号46番は、鶯沢地区の田3筆 4, 191㎡、

いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件

以上、14案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長（会長）**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号2番から25番までの24案件、番号27番から30番までの4案件、番号32番から41番までの10案件、番号44番から46番までの3案件、併せて41案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号2番から25番までの24案件、番号27番から30番までの4案件、番号32番から41番までの10案件、番号44番から46番までの3案件、併せて41案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長（会長）**

日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

**事務局**

貸し人は、全て農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、築館地区の田8筆 9, 875㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田13筆 22, 681㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上2案件は、農用地利用集積計画関連案件となる旨を説明。

**議長（会長）**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長（会長）**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

**議長（会長）**

日程第11、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

**事務局**

第3区の番号1番は、栗駒地区の畑1筆 7、422㎡、願出地は、昭和50年代から耕作しておらず、原野化し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

**議長（会長）**

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号16番 菅原 英俊 委員から報告願います。

**16番 菅原 英俊 委員**

議案第6号 非農地証明願いについて、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号1番は、資料の現況写真でも分かるように、現地を確認しますと、長年にわたり不耕作状況が続き、竹やぶ等で山林化している状態でありました。農地としての復元にはか

なり難しい状況でありましたので、許可にあたっては止むを得ないものと判断しました。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は原案のとおり承認することに決しました。

#### 議長（会長）

日程第12、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号2番の1案件を審議します。

議席番号1番 三浦 正勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

#### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時 3分）（ 1番 三浦 正勝 委員 退席）

#### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時 3分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

初めに、今回の案件は、全て用途区分に変更であり、田 7. 21 a、畑 3. 65 a、合計 10. 86 aを農地から農業施設用地への用途変更するものであります。

第1区の番号2番は、一迫地区の畑1筆 365㎡、農機具の種類が増え、従来の作業場では不足していることから、農機具格納庫兼作業場を新築するための用途変更で、農地区分は、農業施設用地となるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件を説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

## 鈴木 孝夫 推進委員

2番の案件について、20日に書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

事務局から説明あったとおり現地を確認しますと、農機具格納庫兼作業場を新築するもので、周辺農地にも影響は無いことを確認してまいりました。農地転用許可との調整についても、特に問題は無いものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしく願います。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号2番の1案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号2番の1案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決しました。

### 議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1番 三浦 正勝 委員の入場を許可します。

### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時 9分）

### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時 9分）

次に、第1区の番号1番1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

### 事務局

第1区の番号1番は、既に選果直売施設及び駐車場として利用している土地であり、農用地利用計画の担当課である農業政策課へ始末書を提出している案件であり、築館地区の田2筆 485㎡、園芸施設栽培施設の老朽化と従業員増員により、選果直売施設の拡大に伴う用途変更となるもので、農地区分は、農業施設用地となるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件を説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

### 鈴木 孝夫 推進委員

2番の案件についても、事務局から説明あったとおり現地を確認しますと、既に選果直売施設及び駐車場として利用している土地でありましたが、選果直売施設の拡大に伴う用途変更となるもので、周辺農地にも影響は無いことを確認してまいりました。農地転用許可との調整についても、特に問題は無いものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第2区の番号3番は、志波姫地区の田2筆 236.2㎡、既存敷地内の農機具格納庫には、全て格納できず、新たな農機具格納庫が必要となったことによる用途変更で、農地区分は、農業施設用地なので不許可の例外規定に該当する旨の1案件を説明。なお、この案件は、既に着工されており、農業委員や最適化推進委員の指導により、番号1番同様に農業政策課へ始末書を提出し、今回に申請に至った旨を説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

### 18番 佐々木 弘 委員

去る12月21日に現地確認を行ってきました。

事務局から説明があったとおり、既に単管パイプで施設らしき建物が建っており、春先から再三にわたり指導した結果、今回の申請に至ったものであります。場所的には、周辺農地にも影響は無く、特に問題は無いと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくお願います。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番及び3番の2案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番及び3番の2案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決しました。

## 会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第12回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時18分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員